

訪問型サービス(独自)サービスコード表【村田町】 令和8年6月1日改正

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位			
種類	項目								
A 2	1111	訪問独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1週に1回程度の場合 1.176単位	1.176	1月につき			
A 2	2111	訪問型独自サービス11日割		日割の場合	÷ 30.4日 39 単位	39	1日につき		
A 2	1211	訪問型独自サービス12		(2) 1週に2回程度の場合 2.349単位		2.349	1月につき		
A 2	2211	訪問型独自サービス12日割			日割の場合	÷ 30.4日 77 単位	77	1日につき	
A 2	1321	訪問型独自サービス13		(3) 1週に2回を超える程度の場合 3.727単位		3.727	1月につき		
A 2	2321	訪問型独自サービス13日割			日割の場合	÷ 30.4日 123 単位	123	1日につき	
A 2	2411	訪問型独自サービス21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1) 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	287 単位	287			
A 2	2511	訪問型独自サービス22		(2) 生活援助が中心である場合	(一) 所要時間が50分以上45分未満の場合	179 単位	1回につき		
A 2	2621	訪問型独自サービス23			(二) 所要時間45分以上の場合	220 単位			
A 2	1411	訪問型独自短時間サービス		(3) 短時間の身体介護が中心である場合	163 単位	163			
A 2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合 高齢者虐待防止未実施減算	(1) 1週に1回程度の場合	12 単位減算	-12	1月につき		
A 2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割			日割の場合	1 単位減算	-1	1日につき	
A 2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12		(2) 1週に2回程度の場合		23 単位減算	-23	1月につき	
A 2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割			日割の場合	1 単位減算	-1	1日につき	
A 2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13		(3) 1週に2回を超える程度の場合		37 単位減算	-37	1月につき	
A 2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割			日割の場合	1 単位減算	-1	1月につき	
A 2	C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21		ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1) 標準的な内容の指定相当訪問型介護サービスである場合	3 単位減算	-3	1回につき	
A 2	C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22				(2) 生活援助が中心である場合	(一) 所要時間が20分以上45分未満の場合		2 単位減算
A 2	C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23			(二) 所要時間45分以上の場合		2 単位減算		-2
A 2	C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間			(3) 短時間の身体介護が中心である場合	2 単位減算	-2		
A 2	D211	訪問型独自業務継続計画未策定減算 1 1	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合 業務継続計画未策定減算	(1) 1週に1回程度の場合	12 単位減算	-12	1月につき		
A 2	D220	訪問型独自業務継続計画未策定減算 1 1日割			日割の場合	1 単位減算	-1	1日につき	
A 2	D212	訪問型独自業務継続計画未策定減算 1 2		(2) 1週に2回程度の場合		23 単位減算	-23	1月につき	
A 2	D213	訪問型独自業務継続計画未策定減算 1 2日割			日割の場合	1 単位減算	-1	1日につき	
A 2	D214	訪問型独自業務継続計画未策定減算 1 3		(3) 1週に2回を超える程度の場合		37 単位減算	-37	1月につき	
A 2	D215	訪問型独自業務継続計画未策定減算 1 3日割			日割の場合	1 単位減算	-1	1日につき	
A 2	D216	訪問型独自業務継続計画未策定減算 2 1		ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1) 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	3 単位減算	-3	1回につき	
A 2	D217	訪問型独自業務継続計画未策定減算 2 2				(2) 生活援助が中心である場合	(一) 所要時間が20分以上45分未満の場合		2 単位減算
A 2	D218	訪問型独自業務継続計画未策定減算 2 3			(二) 所要時間45分以上の場合		2 単位減算		-2
A 2	D219	訪問型独自業務継続計画未策定減算短時間			(3) 短時間の身体介護が中心である場合	2 単位減算	-2		
A 2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算 1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10% 減算	1月につき			
A 2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算 2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15% 減算				
A 2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算 3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の 12% 減算				
A 2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の 15% 加算	1日につき			
A 2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割			所定単位数の 15% 加算				
A 2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数			所定単位数の 15% 加算				
A 2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10% 加算	1月につき			
A 2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の 10% 加算				
A 2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数			所定単位数の 10% 加算				
A 2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算	1日につき			
A 2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算日割			所定単位数の 5% 加算				
A 2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の 5% 加算				
A 2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算		200 単位加算	200			
A 2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 I	ニ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100 単位加算	100	1月につき		
A 2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 II		(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200 単位加算	200			
A 2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算		50 単位加算	50	1月1回程度		
A 2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算 I 1	ヘ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)イ	所定単位数の270/1000加算	1月につき			
A 2	6183	訪問型独自サービス処遇改善加算 I 2		(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)ロ	所定単位数の287/1000加算				
A 2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算 II 1		(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)イ	所定単位数の249/1000加算				
A 2	6184	訪問型独自サービス処遇改善加算 II 2		(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)ロ	所定単位数の266/1000加算				
A 2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算 III		(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の207/1000加算				
A 2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算 IV		(6) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の170/1000加算				

※      改定  
     新規